

別紙様式第 6 号(2) (第132条第 5 号関係) (平24農水令16・平27農水令33・一部改正、令
2 農水令50・旧別紙様式第 5 号(2)繰下)

損 益 計 算 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(共済水産業協同組合連合会名)

科 目	金 額
経常収益	× × ×
直接事業収益	× × ×
受入共済掛金	× × ×
保険金	× × ×
保険返戻金	× × ×
共済契約準備金戻入額	× × ×
支払備金戻入額	× × ×
責任準備金戻入額	× × ×
割戻準備金戻入額	× × ×
財産運用収益	× × ×
利息及び配当金収入	× × ×
預金利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
貸付金利息	× × ×
その他の利息及び配当金	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×
金銭債権収益	× × ×
有価証券売却益	× × ×
有価証券評価益	× × ×
有価証券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
その他の運用収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
受入国庫補助金	× × ×
受取出資配当金	× × ×
その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × ×
直接事業費用	× × ×
支払共済金	× × ×
支払返戻金	× × ×
割戻金	× × ×
保険料	× × ×

共済契約準備金繰入額		× × ×
支払備金繰入額	× × ×	
責任準備金繰入額	× × ×	
割戻金積立利息繰入額	× × ×	
財産運用費用		× × ×
金銭の信託運用費	× × ×	
金銭債権運用費	× × ×	
有価証券売却損	× × ×	
有価証券評価損	× × ×	
有価証券償還損	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
その他の運用費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
価格変動準備金繰入額		× × ×
委託手数料		× × ×
事業管理費		× × ×
人件費	× × ×	
旅費交通費	× × ×	
業務費	× × ×	
諸税負担金	× × ×	
施設費	× × ×	
減価償却費	× × ×	
繰延資産償却費	× × ×	
雑費	× × ×	
その他経常費用		× × ×
漁業者年金業務推進費	× × ×	
寄付金	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
業務用固定資産処分益	× × ×	
価格変動準備金戻入額	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	
特別損失		× × ×
業務用固定資産処分損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	

税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
割戻準備金繰入額	× × ×
当期剰余金（又は当期損失金）	× × ×
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	× × ×
・・・積立金取崩額	× × ×
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	× × ×

（記載上の注意）

- 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目を持って記載すること。
- 法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 該当しない勘定科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括して記載したもので、金額的に重要な収益および費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目を持って記載すること。
- 遡及適用、誤謬^{ひっやう}の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。